

## 世帯の合計所得月額算出方法

※本人及び同居者で、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方の人数。

※本人は除く

$$\begin{array}{r}
 \text{本人の所得額} \\
 + \\
 \text{家族の所得額}
 \end{array}
 - \begin{array}{r}
 \text{親族控除額} \\
 38\text{万円} \times \left( \begin{array}{l} \text{同居予定人数}^* + \\ \text{遠隔地扶養人数} \end{array} \right)
 \end{array}
 - \begin{array}{r}
 \text{基礎控除額} \\
 10\text{万円} \times \\
 \text{給与所得者等の人数}^*
 \end{array}
 - \begin{array}{r}
 \text{特別控除額} \\
 \left( \begin{array}{l} \text{下表で該当} \\ \text{するものの額} \end{array} \right)
 \end{array}
 = \text{世帯の合計所得月額}$$

12ヶ月

### ■ 所得額の確認方法について

給与収入の方は源泉徴収票の「給与所得控除後」欄、確定申告をされている方は確定申告書の第一表「所得金額の合計」欄で確認できます。（正式な所得額は、課税証明書等で確認します。）

### ■ 特別控除額の確認方法について

給与収入の方は源泉徴収票の「控除対象扶養親族の数」欄、確定申告をされている方は確定申告書の第二表「配偶者や親族に関する事項」欄で確認できます。（正式な控除額は、課税証明書等で確認します。）

特別控除	内容	控除金額
老人扶養控除	所得税法の年齢70歳以上の人（配偶または又は扶養親族）	100,000円
特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円
ひとり親控除	事実上婚姻関係にある人がいない・所得金額が500万円以下 ・同一生計の子（総所得48万円以下）がいる、を全て満たす場合	350,000円
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない場合で、下記いずれかを満たす場合 ・夫と離婚してから事実上婚姻関係なし、扶養親族があり、所得額500万円以下 ・夫と死別してから事実上婚姻関係なし、所得金額500万円以下	270,000円
障害者控除	障がい者の方がいるとき	270,000円
特別障害者控除	特別障がい者の方がいるとき	400,000円

## 計算例

### 令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	自分の住所		所得額		(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)		氏名	サカイ タロウ 境 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額									
給与・賞与	7,000,000	5,100,000	2,220,000	194,500									
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数							
有	老人	特定	老人	その他	特別	その他							
○		1			1								
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
780,000		50,000											
(摘要)													

< 本人、妻（夫の扶養）、第1子（17歳）、第2子（10歳）の4人家族の場合 >

本人の給与所得控除後の金額	5,100,000		
親族控除（本人以外の同居者3人×380,000）	-	1,140,000	
基礎控除（本人分/妻は給与所得無し100,000）	-	100,000	
特定扶養親族控除（第1子が17歳250,000）	-	250,000	
		3,610,000	
		÷ 12ヶ月	=
			<b>300,833</b>

世帯の合計所得月額